

## 山口果樹園と高野山大学との連携協力に関する協定書

山口果樹園（以下「甲」という。）と高野山大学（以下「乙」という。）とは、教育等の分野において連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、教育・研究等の分野において連携、協力することにより、教員養成の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携、協力をするものとする。

- (1) 教員養成に関すること
- (2) 教育・研究及び農業の振興に関すること
- (3) 農業を通じた地域活性化に関すること
- (4) 生涯教育の振興に関すること
- (5) その他、両者で合意された事項

### （連絡調査窓口）

第3条 前条に掲げる事項を円滑かつ効率的に進めるために、甲と乙はそれぞれ窓口を設置し、協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については甲乙合意の上決定するものとする。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって改廃の申し入れをしないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携、協力に関して必要な事項については、甲と乙で協議し、決定するものとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和2年 12月 1日

甲：山口果樹園

園主

山口利幸



乙：高野山大学

学長

乾龍仁

